

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(令和6年4月1日現在)

募集期間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
商品名	・定期積金＜定額式＞ (カーライフサポート定期積金)
ご利用いただける方	・個人および法人
期間	・2年超7年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 払込総額	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・1回あたり5,000円以上 ・1,000円単位 ・70万円以上
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人の組合員・利用者の方は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の※分離課税、法人の組合員・利用者の方は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭およびホームページでご覧いただけます。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人の組合員・利用者の方は総合口座の担保に組入れることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
ご契約特典 (1) 特典内容	・株式会社ジェイエイアクトでのカーメンテナンスに利用できるカーライフサポート特典カードを進呈。 特典①エンジンオイル交換※(作業料金含む)4回分無料 オイルエレメント交換は含まれておりません。 ※ジェイエイアクトが指定する標準オイルになります。 以下の車種についてはエンジンオイル交換特典の対象外となります。 対象外車種…ディーゼル車全て・大型車・外国車・大型特殊自動車 特典②新車購入時にボディコーティング1回無料サービス

<p>(2) 利用有効期限 (3) ご利用方法 (4) ご利用事業所 (5) 特典カードの紛失 (6) 中途解約時の取り扱い (7) 中途解約に伴う清算金 (8) その他</p>	<p>株式会社ジェイエイアクトで新車を購入する際に限ります。 中古車を購入の場合はボディコーティング特典は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約いただいた定期積金満期日の翌月末日まで。 ・定期積金ご契約時にお渡しする「カーライフサポート特典カード」をご利用時に株式会社ジェイエイアクト整備工場および販売店に提示ください。 ・株式会社ジェイエイアクトの整備工場および販売店のみ有効 ・紛失による再発行は原則行いません。 <p>・契約特典①は無効になります。中途解約手続き時に、カーライフサポート特典カードをご返却ください。尚、ご利用済回数に応じて、以下の金額をご清算いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンオイル交換利用済回数 <p>1回・・・1,000円 2回・・・2,000円 3回・・・3,000円 4回・・・4,000円</p> <p>契約特典②は解約金を株式会社ジェイエイアクトでの新車購入資金に充てられる場合に限り、中途解約月の翌々月末日まで有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特典カードは本定期積金ご契約者ご本人以外に貸与・譲渡はできません。特典カードはいかなる場合も換金はできません。
<p>個人情報の取り扱い</p>	<p>本定期積金の契約者の個人情報は、特典の利用状況の管理および新車試乗会等の販売案内を目的に株式会社ジェイエイアクトに提供いたします。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・通帳式の場合自動化機器による掛金の払込ができます。 ・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・前納積立のお取り扱いはいたしかねます。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

J A兵庫六甲